

葛飾区歯科医師連盟

会 則

2 0 2 5

葛飾区歯科医師連盟 規 約

第1章 総 則

(名称、及び事務所の所在地)

第1条 葛飾区歯科医師連盟（以下「本連盟」という）は、主たる事務所を葛飾区内に置く。

(目 的)

第2条 本連盟は、東京都歯科医師連盟と連絡を密にし、会員相互の協力により、政治力を強化し、歯科医師の業権の確保とその発展を図り、公益社団法人葛飾区歯科医師会、及び葛飾区学校歯科医会の目的とその事業を達成するために必要な諸活動を行い、国民医療の発展に資することを目的とする。

第2章 会 員

(組織、並びに会員)

第3条 本連盟の会員は、公益社団法人葛飾区歯科医師会の会員をもって組織し、会員種別もそれに準ずるものとする。

2 公益社団法人葛飾区歯科医師会の会員であって本連盟に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を本連盟へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 会員が本連盟を退会しようとする時は、その旨を記載した書面を本連盟へ提出しなければならない。

(会員の権利と義務)

第4条 会員は、本連盟の運営規程により決定した会費、負担金を納入すること、及び本連盟の目的達成のために行う事業の推進に参加する義務を有し、各種の行事に参加する権利と、会務に対する意見を述べる権利を有する。

第3章 役 員

(役員を選出)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

理 事 会 長	1名
副 会 長	3名以内
専務理事	1名
総務理事	1名
財務理事	1名
常任理事	2名以内
特命理事	2名以内
監 事	2名

上記の内、会長、副会長、専務理事、総務理事、財務理事をもって五役とし、役員の数数は13名以内とする。

2 会長、及び監事は、総会において会員のうちから選出する。選出方法は選挙により、葛飾区歯科医師連盟の運営規程による。

3 会長を除く理事は、会長が総会の同意を得て、会員のうちから指名する。

4 副会長、総務理事、財務理事、常任理事、及び特命理事は、会長が指名する。

- 5 専務理事は、理事の互選により選出する。
- 6 役員の任期は、2年とする。ただし再選を妨げない。
- 7 役員に欠員が生じた場合、第5条2項、3項、4項、5項、6項により新たに選出することができる。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務と権限)

- 第6条 会長は、本連盟を代表し、会務一切を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。
 - 3 専務理事は、会長の旨を受けて会務全般を処理し、副会長事故ある時は、その職務を代行する。
 - 4 総務理事、財務理事、常任理事は、会長の旨を受けて担当会務を処理する。
 - 5 特命理事は、会長の旨を受けて会務執行に関する事項を処理する。
 - 6 監事は、本連盟の業務、会計、及び財産を監査する。

第4章 委 員

(委 員)

- 第7条 会長は必要に応じ委員を委嘱し、委員会を設置することができる。
- 2 委員の任期は、委嘱した会長の任期と同じとする。
 - 3 選挙管理委員は、総会の議決を経て会長が委嘱し、定数を5名とする。
 - 4 選対渉外委員は、本連盟の運営規程に定められた各支部より1名選出する。
 - 5 その他、必要に応じた委員の定数は、会長が定める。

第5章 顧問、相談役、及び参与

(顧問、相談役)

- 第8条 本連盟に顧問、並びに相談役を置くことができる。
- 2 顧問、相談役は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
 - 3 顧問、相談役の任期は、委嘱した会長の任期と同じとする。

(参 与)

- 第9条 本連盟に参与を置くことができる。
- 2 参与は、理事会の同意を得て外部から会長が委嘱する。
 - 3 参与の任期は、委嘱した会長の任期と同じとする。

第6章 会 議

(執行についての会議)

- 第10条 本連盟の執行についての会議は、理事会（定例理事会、臨時理事会）、及び五役会とする。
- 2 五役会は、会長、副会長、専務理事、総務理事、財務理事をもって組織する。
 - 3 理事会（定例理事会、臨時理事会）は、第5条で定める役員をもって組織する。
 - 4 監事、顧問、相談役、及び参与は、前項の会議に出席して、会長の諮問により意見を述べるができる。ただし議決に加わることはできない。
 - 5 理事会（定例理事会、臨時理事会）、及び五役会は、会長がこれを招集し、その議長となる。
 - 6 定例理事会は、時季により移動理事会とすることができる。
 - 7 その他の会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。

第7章 総 会

(総 会)

第11条 本連盟の総会は、定期総会、及び臨時総会の2種とする。

2 定期総会は、毎年6月に開催する。

3 会長は、必要と認められた時には理事会に諮り、臨時総会を招集することができる。

4 総会は、会長が招集する。

(総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項、及びその内容、並びに開催の日時、及び場所を示して、あらかじめ文書を以て通知しなければならない。)

5 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

6 総会における選挙権、及び議決権については、委任、及び文章の行使は認めない。

7 総会の議決、及び承認は、出席者の過半数をもって決める。可否同数の場合は議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

第8章 評議員、及び予備評議員

(評議員、及び予備評議員の選出)

第12条 東京都歯科医師連盟評議員、及び同予備評議員は総会において選出する。なお、選出の方法は、選挙によるものとし、選挙の方法は、本連盟の運営規程による。

第9章 会 計

(会 計)

第13条 本連盟の経費は、会費、負担金、寄付金、及びその他の収入をもってこれに当てる。

2 公益社団法人葛飾区歯科医師会の終身会員、及び名誉会員は、会費を免除することができる。

ただし、別に定める本連盟の運営規程により、終身会員から一定額の会費を徴収できるものとする。

なお、同第2種会員の会費は、同1種会員の半額とする。

3 会員のうち特別な事情のある者に対し、本連盟、及び代表者より申し出があった場合は、理事会の議決により、会費、及び負担金を減免することができる。

(会計年度)

第14条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(ただし、東京都選挙管理委員会に提出する収支報告書は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わるものとする。)

(拠出金の不返還)

第15条 会員がすでに納入した会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

(予算の作成、議決)

第16条 会長は、毎年翌年度の事業計画書、及び予算書を作成し、3月末までに理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとし、定期総会では承認事項とする。ただし、臨時総会がある年はその限りではない。

(決算の作成、議決)

第17条 会長は、毎年前年度の業務報告書、及び決算書を作成し、理事会の議を経て定期総会に提出し、議決を受けなければならない。

第10章 褒賞、並びに弔慰

(褒賞と弔慰)

第18条 会長は、会員、及び本連盟に貢献した者を理事会に諮り、日本歯科医師連盟褒賞、東京都歯科医師連盟褒賞に推薦することができる。

2 弔慰が生じた場合、会長、または理事会に諮り、これを執り行うことができる。

第11章 雑 則

(規約の改廃)

第19条 本規約の変更は、総会の議決を要する。

附 則

本規約は、昭和54年4月1日から施行する。

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年7月1日から施行する。

この規約は、令和元年7月1日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。(人事、及び会費に関する項目は6月の定期総会後から適用)

葛飾区歯科医師連盟 運営規程

(支 部)

本連盟は、以下の7支部より成る。

青戸支部、金町支部、亀有支部、高砂支部、新小岩支部、立石支部、堀切支部

(支部の人事)

各支部より推薦された7名は、選対渉外委員として委嘱し、本連盟との連絡役、並びに公職選挙期間中は各支部における選挙対策の実務を担う。

(事業年度)

本連盟の事業年度は、東京都歯科医師連盟の支部組織である性質上、その事業年度に準ずる。

(会費の納入)

1. 本連盟の会員は、上半期（その年度の9月まで）中にその年度の会費を全額納めなければならない。
2. 下半期（その年度の10月以降）に入会の場合は、次年度から会費を徴収する。

(会費の年額)

1. 一種会員 : 12,000円
2. 二種会員 : 6,000円
3. 終身会員 : 1,000円（令和8年度から）：財政状況に合わせ、以降3,000円まで増額できる。
（ただし、閉院、病气療養者を除き、納入者の上限を満80歳までとし、施行は令和8年度からとする。）
4. 名誉会員 : 会費免除

(理事の担当執務)

1. 本連盟は政治団体であることから、全ての理事が選対渉外の執務を担う。
2. 理事に分担されるそれぞれの担当執務は、理事会の同意を得て会長が定める。

(選挙管理委員会以外の委員の担当執務)

1. 委員は委員会を構成し、担当理事と共に会長より附託された執務、及びその事項を処理する。
2. 委員の人事は、公益社団法人葛飾区歯科医師会が定める同種の役員、委員との併任を妨げない。
ただし、この場合においては、委員会組織を持たない協力委員を委嘱することができる。
3. 委員は互選により、委員長、副委員長を選出する。
4. 委員長は委員会を代表し、執務を総括して、委員会の意見を理事会に具申することができる。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(部会の招集と執務)

1. 会長は必要に応じて役員の中から部会メンバーを選出し、部会を招集することができる。
2. 部会メンバーは、会長より附託された執務、及びその事項を処理する。

(プロジェクトチームの招集と執務)

1. 会長は必要に応じて会員の中からメンバーを選出し、プロジェクトチームを結集できる。
2. プロジェクトチームのメンバーは、会長より附託された執務、及びその事項を処理する。

(役員報酬、費用弁償、及び委員手当)

1. 役員、兼任しない評議員、同予備評議員に対し、別に定める額を役員報酬(源泉)として支給する。
2. 役員、顧問、相談役、参与に対し、職務の執行に必要な経費を費用弁償する(上限あり)。
3. 委員に対し、委員会出席毎、またはその執務に対して別に定める額を手当として支給する。
4. その他、プロジェクトチームなどの必要に応じた会合に対しては、委員手当に準ずる。
5. 役員へは、委員会などの会合に出席した手当は役員費用弁償をもってそれに代え、別に支給しない。

(役員選挙、及び選挙管理委員会)

1. 選挙は公正に行うことを要する。
2. 選挙に関する一切の事務は、5名の選挙管理委員で行う。選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し互選により委員長1名、副委員長1名を選出する。
3. 会員は入会后、すべての選挙権、被選挙権を有する。ただし、役員の被選挙権は、入会后2年を経過した会員でなければこれを有しない。
4. 選挙は、投票によりこれを行う。但し、出席者の3分の2以上の同意のある時は別段の方法によることができる。
5. 総会において、選挙が実施された場合、投票は単記無記名とする。
6. 会長、監事、評議員、予備評議員の選挙は、立候補者、または推薦候補者についてこれを行う。ただし、立候補者または推薦候補者がいない時は、総会の議決により別段の方法によることができる。
7. 選挙における立候補者、または推薦候補者については、総会開催日の10日前までに、公益社団法人葛飾区歯科医師会事務局受付対応時間内にその旨届出を行うものとする。
8. その他、本運営規程以外で必要な事項は、選挙管理委員会に一任する。
9. 選挙管理委員会の運営は、公益社団法人葛飾区歯科医師会の選挙規則を準用する。

(公職選挙)

1. 立候補者、推薦候補者については、原則として本連盟会員の候補者を第一とし、次に本連盟会員の親族(配偶者・一親等、及び会の運営に貢献したる者、又は今後貢献すると見込まれる者)とする。ただし、本連盟会員に候補者がある場合は単一候補として公認する。
2. 一般の立候補者については、原則として立候補趣意書を本連盟に提出し、理事会において承認された者とする。
3. 一般の推薦候補者については、原則として本人の推薦依頼書(新規)【様式1】(理由書添付)又は推薦依頼書(継続)【様式2】(理由書添付)、推薦者による推薦書【様式3】(理由書添付)を支部に提出し、支部において承認を受けた上で、その推薦依頼書、推薦書及び承諾書【様式4】を本連盟に提出し、理事会において承認された者とする。

(議員等を励ます会、及び後援会等出席基準)

1. 各種会合への出席者は、理事会にて決定する。
2. 各種会合に欠席の場合には、その当日会費を主催者に送るものとする。
3. 葛飾区歯科医師連盟、東京都歯科医師連盟支部の城東ブロックにて主催される場合には、前2項に準じないものとし、理事会にて決定する。
4. 理事会、及び会長が必要と認めた場合には、1項、2項に準じないものとする。

(規程の改廃)

この運営規程の改正については、理事会の議決により定めることができる。ただし、規約上、総会の議決を要する事項は除くものとする。

附 則

この規定は、平成 16年4月1日から施行する。

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、令和 元年7月1日から施行する。(規定から規程に改称)

この規程は、令和 7年4月1日から施行する。(人事、会費に関する項目は6月の定期総会後から適用)

葛飾区歯科医師連盟 報酬などに関する細則

(総 則)

1. 役員報酬とは、それぞれの職務に対する執務の対価をいう。
2. 役員報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除し、年俸として支給する（源泉徴収）。
3. 委員手当とは、不定期に開催される委員会への出席を前提に、その関連執務に対する対価をいう。
4. 委員手当は、法令の定めるところにより、源泉徴収を行わずにその都度支給する。
5. 費用弁償とは、出向交通費、実務執行費、事務費など、職務の執行に必要な経費立替の弁償をいう。
6. 費用弁償は、その役職に応じて上限を設け、年1回まとめて支給する。
7. その他、総会議長手当、広報執筆手当など、必要に応じた現金やプリペイドカードを準備、支給する。

(役員報酬額と費用弁償額)

1. 役員の報酬額は、その役職にかかわらず一律とし、休会月を除く10ヶ月分をまとめて支給する。
2. 評議員、予備評議員が役員と兼任の場合は、主たる役員の報酬額のみとする。単独の場合は役員と同額。
3. 役員の費用弁償額は、役職に応じる上限を次の様に定めて、全部、または一部を支給する。
 - ① 会 長、専務理事 : 役員報酬額と同額
 - ② 副 会 長 : 役員報酬額の4/10
 - ③ 総務理事、財務理事 : 役員報酬額の3/10
 - ④ 常任理事 : 役員報酬額の2/10
 - ⑤ 特命理事、監 事 : 費用弁償の支給なし
4. 顧問、相談役、参与は無報酬とするが、必要に応じ費用弁償を支払う。ただし、上限は副会長と同額。

(党費協力費)

1. 党費協力費は、歯科医師連盟が支持する政治政党に対し、役員、顧問、相談役が個人で政治政党費を納め、連盟活動に協力をした場合に支払われるものとする。
2. 支払いについては、理事会で承認を得た場合に限り認め、自由個人で政治政党費を納めた場合は認めない。

(役員報酬の金額と費用弁償を含めた支払時期)

1. 役員の報酬額は月極めとし、一月あたり**5,000円**とする。
2. 役員報酬と費用弁償の支払時期は、その会計年度の最終月とする。

(委員会の開催回数と委員手当の金額、及び支払時期)

1. 委員会の年間開催回数を次のように定める。
 - ① 選対渉外委員会 : 年1回（ただし、公職選挙期間に応じて増えることがある）
 - ② 選挙管理委員会 : 年2回（ただし、役員改正の年に限る）
 - ③ その他の委員会 : 年5回以内
2. 委員手当の額は、委員会出席一回**5,000円**とし、開催毎に支給する。

(改 廃)

この細則の改廃は、理事会において議決する。

附 則

この細則は、令和 7年7月1日から施行する。

葛飾区歯科医師連盟 個人情報保護規定

(目 的)

第1条 葛飾区歯科医師連盟（以下「本連盟」という）は個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する関係法令等に基づき適正に管理するよう務める。

(用語の定義)

第2条 この規定における用語の定義は次の通りとする。

「個人情報」とは本連盟が設けるホームページ、SNS、電子メール、郵送、FAX等により本連盟が提供を受けた生存する個人を識別できる情報をいう。尚、個人番号を内容に含む「特定個人情報」については、別途、理事会にて定める。

(個人情報の取得)

第3条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により、本連盟規約に定めた目的、及び事業のために、個人情報を本連盟業務に必要な範囲内で収集する。個人情報を収集する際は、その目的を明示する。又、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行なってはならない。

(個人情報の利用)

第4条 本連盟が収集した個人情報は、本連盟業務を遂行するため、また、本連盟規約に定めた目的、及び事業遂行のためのみに利用する。ただし、次のいずれかの場合には取得目的以外に利用または第三者に提供することがある。

- (1) 法令の規定に基づく場合。
- (2) 個人情報提供者（以下「提供者」という）の同意がある場合。
- (3) 業務に必要な場合、個人情報取り扱いに関する契約等を結んだ外部委託業者に提供する場合。
- (4) その他、理事会で承認された事業計画を達成するために正当な理由がある場合。
- (5) 情報の統計を特定の個人を識別できない内容で提供する場合。

(データ内容の正確性の確保)

第5条 個人情報は、利用目的に必要な範囲において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(安全管理措置)

第6条 本連盟は、収集した個人情報（提供者自身により開示されたり、既に公開されたりしている個人情報については、本連盟の管理の対象外とする）が外部へ漏洩したり、破壊や改ざんを受けたり、紛失することの無いよう適切な管理に務める。ただし、技術上予期し得ない方法による不正アクセスなどによる改ざん・漏洩などの被害を受けた場合には、本連盟はその責を負わない。

(委託先の監督)

第7条 個人情報の取り扱いの全部、又は一部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(訂正等)

第8条 提供者から、本連盟の保有する個人情報について、その内容について照会、確認、訂正、追加、又は削除を求められた場合は、原則として速やかに対応する。

(改 廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会において議決する。

附 則

この規定は、令和 元年7月1日から施行する。

この規定は、令和 7年4月1日から施行する。